

みんなの声の広場

平成25年12月25日発行

homepage : <http://www.khotoku.net>

email : info@khotoku.net

tel&fax : 045 - 532 - 9089

平成25年第4回定例会 12月3日(火) - 12月17日(火)

市会ニュース

TOPIC 1 横浜みどり税になぜ反対したか。



〔平成25年12月3日本会議・議案関連質問に登壇・その1〕

平成25年第4回定例会が、12月に開催されました。今定例会の最重要議題の一つが、横浜みどり税の継続判断です。みどり税とは、平成21年度より市民税の均等割りに、地方自治体の課税自主権を行使する形で、他の市町村では類のない上乗せ課税として5年間限定で市民に負担をお願いしてきた税です。金額は、個人は、年間900円、法人は、均等割額額の9%（規模によって4千500円～27万円）です。ただし欠損（赤字）法人は、免除されてきました。年間では約20億円、期限切れを迎える26年3月までの5年間で約100億円の税収見込みになる予定です。そして今定例会で、当局側が更に5年間の本税の継続を議会に提案して来たことを受けての審議が、行われました。次の5か年は、欠損法人でも課税免除しない点は、これまでとは違っています。26年度以降、年間で約25億円程度の税収を見込んでいます。

本案は、委員会・本会議と賛成多数で可決されましたのでみどり税は、30年度まで延長されることになりました。審議は、望月の所属する常任委員会に付託されましたが、委員会でも、そして本会議採決でも望月は、継続に反対しました。

なぜ望月は、みどり税の継続に反対したか。もちろん私も本市内の緑を保全することや、均衡のとれた発展の下、緑の豊かな都市づくりを目指すことは大賛成です。ただしそのために何をなすべきか、そして何よりもそのための財源をどこに求めるかで当局と考え方の隔たりがあり、反対致しました。

皆さまの中には、もしかすると誤解されている方がいらっしゃるかもしれませんので、あえて説明致しますが、本市の緑に関わる取り組みは、みどり税だけを充てているわけではありません。21年度以降で言えば5年間（含む予定分）で事業費500億円を超える取り組みが展開され、そのうちの約5分の1がみどり税相当分です。それ以外は、一般財源が使われています。そしてみどり税は、緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り以外にも、様々な事業に充てられています。農地への不法投棄対策や保育園・幼稚園の園庭芝生化などにも使われてきました。

みどり税の用途を見ていきますと、上記の不法投棄対策や園庭芝生化など仮にそれが市で進めるべき事業や施策であったとしても、それらの財源に超過課税である本税を充当すべきか望月には、疑問なものがたくさんありました。もしやるべき事業だとしても、他の自治体と同じく、市全体の一般財源で賄うべきと思える事業がたくさんあります。みどり税が必要な理由の一つとして、土地所有者からの急な買取り申し入れに備える、と当局は説明していますが、そもそも緑地保全制度における本当に必要な買取りなら、それは市が責任をもって一般財源で行うべきものです。急な買取りに備えるため、一般財源で基金を設けることに、制度上も特段支障はありません。

「緑を守るためなら年間900円くらい出してもいいよ」そう言って下さる市民の皆さまが多くいます。そのお言葉は大変ありがたいです。ただ皆さまは、上でご説明した通り緑の取り組みのために、みどり税分900円以上のお金を出して下さっています。みどり税以外の市民税そして県民税、更には所得税や消費税など、すでに様々な税負担・公的負担をして頂いています。そうしたご負担が巡り巡って集まって、本市で言えば年間約1兆5千億円（平成25年度）の市一般会計となっています。私は、そうした既存の一般財源の中で、市全体の施策にあれかこれかの優先順位を付けて、緑の取り組み施策の財源を確保すべきと考えています。施策の優先順位化です。

これから消費税その他の公的負担が増えていきます。できるだけ市民の皆さまにご負担をかけずに、市民サービスを充実させることが時代の要請です。今回みどり税の継続を認めることは、不十分な行財政改革の取り組みを許すこととなります。無駄な支出中止や時代に合わない施策の見直しをすることなしに、安易に課税で財源を確保することは、受け入れがたいです。だからこそ望月は、みどり税の継続に、緑のためであってもあえて反対しました。

..... 切り取り線

“皆さんの声”をお気軽にお寄せ下さい。

ご記入日/平成 年 月 日

横浜市政や区政、あるいは政治全般について、お気付きの点やご要望あるいはご意見があれば教えて下さい。

ご記入者のご氏名〔 ふりがな _____ 〕 年齢〔 _____ 歳〕 性別〔男・女〕

ご記入者のご住所〔 〒 _____ 〕

ご連絡先のお電話番号〔 _____ 〕 Email〔 _____ @ _____ 〕

- ※ 以上の項目は、すべて任意。可能な項目のみご記入をお願い致します。
- ※ お寄せ頂いた個人情報は、適正に管理します。
- ※ ご連絡先のご記入のある方には、望月から回答のためご連絡を差し上げたり、市政報告会などのご案内をする場合があります。

TOPIC 2 望月が、議案関連質問に立つ！

12月3日（火）の第4回定例会の初日、望月は本会議にて登壇し、議案関連質問を市長並びに交通局長に致しました。議案関連質問とは、その会期ごとに当局側から提出された議会の承認を必要とする条例案や予算案などの議案に対して、議決前になぜそうした議案が必要なのか当局見解を公の場でたずねるために行われます。望月が今回この議案関連で会派を代表して質問したのが次の6項目です。

①横浜みどり税について、②消費税率引き上げに伴う各種条例の変更と財政に与える影響について、③横浜市埋め立て事業用地処分等事業者選定等委員会条例の制定について、④ランディング株式会社に対する不当利得返還請求に関連して、⑤横浜市動物園条例の一部改正に関連して、⑥一般会計補正予算の中の保育所待機児童解消加速化プランに関連して、以上の6項目です。 [平成25年12月3日本会議・議案関連質問に登壇・その2]

上記の①～⑥のうち③と⑤についてどういった内容か説明致します。まず③の埋め立て事業用地に関してです。南本牧、新山下町・貯木場、金沢木材港この3か所に市は、面積にして約12ha、金額にしておよそ150億円規模の埋め立て地を所有しています。そして今後この事業用地を売却や貸し出し処分をするにあたって、その事業者の選定等をするための委員会設置をするための条例を制定するというものです。本条例案を確認したところ、次の特に三点が、気になりました。一つ目は、委員数は、原則3人以内であり、すでに本市に置かれている同種の事業者等の選定を行う附属機関の委員数に比べて少人数であること。二つ目は、「委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。」とあり、これだけではどういった方が委員に任命されるか全く予想がつかないこと。三つ目は、条例案全体を見ても特に利害関係人を排除する規定がないことでした。

上記の三点はいずれも、面積・金額とも大規模な市民の貴重な公有財産の処分は、公正で透明な手続きの下、行われるべきとの考えに基づき、市長への質問と致しました。市長答弁の詳細は割愛いたしますが、今後、当該の埋め立て地の具体的な処分方法が決定した際に、適切なものかどうか議会としてしっかりチェックしていくべきと考えています。

⑤の動物園条例の一部改正は、よこはま動物園（ズーラシア）他3園ある市内の市立動物園の運営方法に係わるものです。現在は、本市の外郭団体・横浜市緑の協会が、指定管理者として3園の運営にあたっていますが、本市の指定管理者への委託の標準である指定管理5年間・公募の要件を変更し、継続性や専門性の必要性を理由に10年間・非公募方式で、3園の運営を行う指定管理者を今後は選定していくとの条例です。

私は、常に5年間限定で事業者を選定し、期間が終了するたびに毎に新たな事業者を選びながら動物園の運営が行われることが、必ずしもいいと思いません。ただ一方で、競争原理を働かせたり、議会のチェックを行き届かせるなどして、いい意味の緊張感を事業者に持ってもらい、入場料やサービス内容そして園の運営全体が、利用者・市民本位なものであり続ける必要があると考えています。そんな視点から指定管理者への委託方式だけでなく、独立行政法人化を含めた今後の3園の運営方法の検討を求める質問を行いました。これに対し前向きな答弁が、当局より寄せられました。

望月の議案関連で質問した模様は、6つの事項すべて市長答弁も含めインターネット中継でご覧頂けます。ぜひアクセスをお願いします。

望月の議会での活動の様子を是非、動画でご覧下さい。

“横浜市会 HP” ⇒ “インターネット中継” ⇒ “議員名から選ぶ” ⇒ “望月高德”

市政レポート“みんなの声の広場”について 当市政レポートは、望月を初めて横浜市会に送り出して頂いた平成23年第2回定例会から発行を始めました。定例会毎に、その議会で議題となった重要な案件や市政が抱える課題を取り上げ、問題点や改善すべき点を市民の皆さまに提起するとともに、望月の議会内での活動をご報告しております。あわせて皆さまから声を気軽にお寄せ頂きながら、皆さまと望月が一体となって政治をより良い方向に進めていくために作成しています。そして **みんなの声を集め、みんなの力で政治を前に進める** を実現できるようにとの願いを込めて、“みんなの声の広場”と命名しました。

皆さまの中には既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、望月は党籍のあったみんなの党から12月11日に離党しました。ただこのレポートの名称は、いま申し上げた通りの思いで名付けたものです。所属政党は変わってもレポート名は、当然そのまま継続致します。

【当レポート発行者プロフィール】

横浜市会議員〔都筑区選出〕望月高德（もちづきこうとく）。静岡県出身、横浜市民25年目。荏田東一丁目在住。早稲田大学政治経済学部政治学科卒。平成23年4月より現職。平成25年度所属委員会は、政策・総務・財政常任委員会、減災対策推進特別委員会（副委員長）。

5のつく日には行政相談実施中！ ～ 個人のご相談事から地域の課題や市政全般まで。行政に係わることはなんでも。～

5日、15日、25日の毎月5のつく日には、事務所にて行政相談をお受けしています。公務日程によって、実施時間帯は、午前・午後・夜間と変わります。詳細については、事前に、お問い合わせ下さい。

5のつく日の行政相談以外にも、皆様からの行政相談やお声を常にお受けしています。各種団体、NPO法人、自治会・町内会あるいは個人 etc ご連絡頂ければ、当方から出向きます。



“皆さんの声”は、横浜市会議員 望月高德 が承ります！

TEL&FAX: 045-532-9089

Email: info@khotoku.net

または 直接事務所までお寄せ下さい。

ご協力に感謝！！

【望月高德政務活動事務所の所在地】

都筑区中川中央1-24-17-2F〔市営地下鉄センター北駅グリーンライン側目の前〕